

弥彦村ホームページ広告募集要項

1 広告規格等について

弥彦村ホームページに掲載する広告の取扱いに関して、弥彦村広告掲載取扱要綱及び弥彦村広告掲載基準のほか次の事項を定めて、広告を掲載する希望者を募集します。

1 広告の規格・掲載料等について

位置	トップページ下部（位置は村が指定します）
大きさ	縦 200 ピクセル× 横 400 ピクセル
募集枠数	12 枠
データ容量	5 キロバイト以下
データ形式	G I F、J P E G のいずれか。ロールオーバーやアニメーションは不可。
掲載期間	原則 3 か月単位（原則 1 日から末日まで）
掲載料金 (税込)	1 枠につき村外事業所 5,000 円／月、村内事業所 2,500 円／月 前納（複数月掲載も一括納付）

2 広告の表現について

村ホームページにバナー広告を掲載するに当たり、ページデザイン及び使いやすさを保持するために、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 禁止する表現

次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えるためのものがあるため、禁止とする。

- ① 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- ② アラートマーク（「警告」「注意」など警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
- ③ ラジオボタン（選択ができるような誤解を与えるもの）
- ④ テキストボックス（入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
- ⑤ プルダウンメニュー（下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

(2) G I F アニメ等

G I F アニメ及びF L A S H 等の動的な表現のバナー画像は、禁止とする。

(3) 村ホームページとの区別

次の表現については、利用者が村ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため、禁止とする。

- ① 村ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- ② 「法律相談」など村政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、利用者が弥彦村の事業であると誤認しやすいもの。

(4) 色調

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(5) 解像度

文字やイラスト等の解像度について適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

3 掲載できない広告

次に該当する広告は、広告掲載できません。

- (1) 法令、条例、規則等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの

- (5) 社会問題について主義又は主張に当たるもの
- (6) 個人及び団体の意見広告及び名刺広告に関するもの
- (7) 美観風致を阻害するおそれのあるもの
- (8) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (9) 青少年保護及び消費者保護の観点から適切でないものの
- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (11) 弥彦村の村税を滞納している者による広告 など

4 広告掲載期間の延長について

広告主に責任が無く、弥彦村が広告を1日6時間以上掲載できなかったときは、日単位で掲載期間を延長します。ただし、延長できない場合は、未掲載期間の広告掲載料を日割り計算により返還します。

2 広告掲載手順について

1 募集期間 役場開庁日時に随時

2 申し込み 次の申込書等を弥彦村役場総務課企画財政係にご提出ください。

- (1) 弥彦村広告掲載申込書（村のホームページからダウンロードできます。）
- (2) 掲載する広告の見本（上記の「広告の規格」に合わせた見本を作成してください。）

3 審査・広告掲載の決定

(1) 審査

提出いただいた広告の電子データを、弥彦村広告掲載取扱要綱などの規定に従い審査したうえで、掲載の可否を決定します。

(2) 広告掲載の決定（広告掲載取扱要綱第4条）

募集枠数を超えて応募があった場合は、公共性の度合いや事業所の所在地などを勘案して、掲載順位を決めますが、同順位のものが複数ある場合は抽選等により決定します。

4 広告掲載料の納入

広告の掲載が決定すると、村から「広告掲載決定通知書」と広告掲載料の「納入通知書」が、広告主となられる方に郵送されます。広告掲載料を納期限までに、納入通知書に定める金融機関に納めてください。

5 広告の掲載

広告の電子データを指定する期日までに、ご提出ください。なお、提出された広告の電子データをそのまま掲載します。校正はしませんので、あらかじめ内容に間違いないようご注意ください。（上記の「広告の規格」に合わせた広告の電子データを作成してください。なお、電子データ制作に係る費用は申込者の負担となります。）

6 その他の注意事項

- (1) 「弥彦村広告掲載取扱要綱」、「弥彦村広告掲載基準」の規定に反する表示又は表現がある場合は、その内容の一部を変更していただきます。
- (2) 複数月広告を掲載する広告主が、掲載している広告を変更したい場合は、1か月単位として広告のデザインを変更することについて、その協議に応じます。この場合、広告主は、広告を変更しようとする月の前月の20日までに村にその広告案のデータを提出するものとします。
- (3) 村は、弥彦村ホームページに掲載された広告及びそのリンク先の内容や広告掲載に関するすべての事項についての責任は一切負いません。広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決していただきます。
- (4) 次の場合、広告掲載の決定を取り消すことがあります。なお、広告掲載の決定を取り消したときは、既に納付した広告掲載料は返還しません。
 - ① 虚偽の申込みによって掲載の決定がなされたとき。

- ② 掲載料、広告の電子データが指定する期日までに納入されないとき。
 - ③ 広告主が、広告掲載の決定後「弥彦村広告掲載取扱要綱」、「弥彦村広告掲載基準」の規定に反する業種や事業者となったとき。
- (5) 広告の掲載後、予告なしに村ホームページのデザイン変更等を行う場合がありますので、ご理解をお願いいたします。

7 申し込み・お問い合わせ先

〒959-0392 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地
弥彦村役場 総務課 企画財政係
TEL 0256-94-3131 FAX 0256-94-3216
E-mail yahiko@vill.yahiko.niigata.jp